

4 閉そく方式の種類

閉そく方式には、常用閉そく方式と代用閉そく方式とがあり、閉そく区間に列車を進入させる場合には、常用閉そく方式を施行しなければならない。しかし故障その他の理由で、常用閉そく方式を施行することができない場合には、代用閉そく方式を施行することができる。

1 常用閉そく方式

(1) 複線運転

自動閉そく式 自動閉そく信号機を用い、本来の信号機としての機能をもたせるほかに、閉そくの手段としての機能もあわせてもたせ、これによって1区間1列車主義を確保するものである。

双信閉そく式 双信閉そく機を閉そく区間両端の停車場に設け、これを両方の駅長の協同操作によって取扱い、1区間1列車主義を確保するもの。

(2) 単線運転

自動閉そく式 複線運転の場合と同じであるが、列車を運転する方向をきめるために、電話による通信連絡を併用することになっている。ただし列車を運転する方向を閉そく取扱者が打ち合わせできるものでなく、列車自体が軌道回路を踏むことにより、すべて自動的に運転する方向まで決定してしまう方式があり、これを「完全自動」または「全自動」と呼んでいる。

運動閉そく式 閉そく区間に軌道回路を構成し、これを出発信号に結びつけて、1区間1列車主義を確保するもので、単線自動閉そく式の場合と同様に、列車を運転する方向は電話による連絡で定める。

タブレット閉そく式 1組のタブレット閉そく機を、閉そく区間両端の停車場に備えつけて、これを両端の駅長が協同して扱うことによって、その区間に専用のタブレットただ1個だけ取出し得る装置とし、このタブレットをもつ列車だけに、この区間を運転する権利を与えるものである。

票券閉そく式 その区間に、ただ1個だけしか存在しない通票をもつ列車だけに、通行権を与える方式である。ただし補助的な手段としては、通票によってのみ開くことのできる通券箱を設け、この中に納めておく通券を通票によって取り出し、これをもつ列車にも通行権を与えている。この方式においても通信連絡をあわせ用いることになっている。

スタフ閉そく式 その閉そく区間に専用のスタフを設け、これをもつ列車にだけ、この区間の運行権を与えるもので、ほかに補助的な手段も、通信設備ももたない、もっとも単純な閉そく方式である。

2 代用閉そく方式

(1) 複線運転をするとき

通信式 単に電話連絡によって、閉そく区間両端の駅長が連絡し、運行を決定した列車だけに運行権を与えるものである。

(2) 単線運転をするとき

指導通信式 1閉そく区間に専属した指導者を1名選定し、指導者が同乗する列車または、指導者が発行した指導券をもつ列車だけに運行権をあたえるものである。ただしこの方法は、指導法という閉そくの手段として、1人の従事員が拘束される不便がある。そこで指導者という人間を使うかわりとして、指導票というものを代用することができることになっている。指導票とは、直径100mmの円型の厚紙で作るもので、第1種(薄黄色地)第2種(薄赤色地)第3種(薄青色地)第4種(薄緑色地)があり、運輸長または運転整理担当者が直接発行するもので、その権限は指導者と同じである。

指導式 1区間にただ1人の指導者を定め、これが同乗する列車だけに、その区間の通行権を与えるものである。

3 閉そく準用法

閉そく方式を施行することができなくなった場合に行う補助的手段である。

(1) 複線運転をするとき

隔時法 同一閉そく区間の中に同一方向の列車を運転する場合に、一定の時間間隔を置いて発車させる方法であり、その隔時は前述のとおりである。

伝令法 閉そく区間の途中に列車または車両があることがわかっているときに、救援列車等を運転するには、ただ1人の伝令者を定め、このものが同乗する列車だけにこの区間への進入を許すものである。

(2) 単線運転をするとき

票券隔時法 票券閉そく式を行っている区間で通信ができなくなったとき、通信連絡にかえて、時間間隔により続行列車を発車させる方法である。

指導隔時法 対向列車に対しては、指導者のいる方からだけ列車を発車させることとし、続行列車は時間間隔によって発車させる方法である。

伝令法 前述のものと同じである。(清水隆成)

ちほうてつどうのしゃりょう 地方鉄道の車両 地方鉄道業者が旅客、貨物運送事業のために使用する車両。使用する動力は人力または馬力その他これに類するもの以外のもので、軌間は1,067mmを原則とされ、特別の場合にかぎって1,435mmまたは762mmのものがある。種類には機関車(蒸気・電気・内燃・蓄電池)、電車(電気・蓄電池)、内燃動車、客車、貨車等がある。このほか特殊な車両としては雪かき車、移動変電所等ならびに鋼索鉄道、懸垂鉄道の車両がある。

車両の大きさ・構造およびこれに備うべき機器・装置は、地

第 1 表

蒸気機関車	客車	緩急貨車	汽動車	電気機関車蓄電池機関車および内燃機関車	電車および蓄電池電車	内燃動車
2個以上の給水器 " 驗水器 " 安全弁 可溶栓 驗圧器 氣管 排障器 火粉止 散砂装置 動力制動機および 手用制動機	旅客定員1人当客室面積0.28m ² 以上。ただし起立乗客に対する設備ある場合は0.23m ² まで縮小できる 点灯設備 外開き戸の2重閉鎖器 自動戸じめ装置の非常装置 客室内のセルロイドその他爆発性・可燃材料の使用禁止 制動機 緩急車として使用するものは手用制動機 貫通制動機を有するものはこれを使用させる装置と圧力計	手用制動機 貫通制動機を有するものはこれを使用させる装置と圧力計 貨車 車側制動機または手用制動機	機関車・客車の事項を準用する 乗務員間の合図器 動力制動機および手用制動機	自動しゃ断機(内燃機をのぞく) 架空線式のものは避雷器 警鐘または警笛 排障器 散砂装置 動力制動機および手用制動機 動力制動機および手用制動機 ただし空気制動機および他の動力制動機を備えたもので車両を停止保持できるものは手用制動機を省略する	電気機関車・客車の事項を準用する。 集電装置と屋根との2重絶縁 電弧・電熱の防護および防熱 500V以上の電気回路の電気機器および配線の防護 乗客から乗務員への非常通報装置と乗務員間の合図器	内燃機関車・客車の事項を準用する。乗客から乗務員への非常通報装置と乗務員間の合図器 動力制動機および手用制動機